令和5年度第161回奈良市国民健康保険運営協議会会議録			
開催日時	令和5年8月24日(木)午後3時00分から午後4時00分まで		
開催場所	奈良市役所地下1階B1会議室		
議題	1 「令和4年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出決算(案)」		
	について		
	2 その他		
出 席 者	委 員	(被保険者代表)	
		上城戸委員、東浦委員、髙辻委員、廣岡委員	
		(保険医又は保険薬剤師代表)	
		森委員、横井委員、七海委員	
		(公益代表)	
		青木委員、上野委員、志茂委員、新谷委員、辻中委員、今	
		西委員	
		(被用者保険代表)	
		内田委員	
		【計14人出席】	
	事務局	嵯峨福祉部長、伯耆福祉部次長、黒田課長、花内課長補佐、	
		渋谷課長補佐、土井係長、堀田係長、増田係長、小寺係員、	
		奥田健康増進課長補佐、吉留医療政策課長補佐、岡医療政	
		策課医療事業係長	
開催形態	公開 (傍聴人0人)		
決定事項	特になし		
担当課	福祉部 国保年金課		
議事の内容			

議事の内容

事務局

ただ今より、第161回奈良市国民健康保険運営協議会を開催する。 本日は皆様、ご多忙にもかかわらず、ご出席をいただき、誠にありが とうございます。

それでは開会にあたり、新谷会長からご挨拶をいただく。

会長

皆様、こんにちは。昔はお盆が過ぎると少しは暑さも和らいで、朝夕は涼しい時間もあるなという感じが見受けられたと思うが、今年は全く猛暑が衰えず、厳しい暑さの中ご出席いただき、また今日は来る時間にかなりの雨が降って足元の悪い中ありがとうございます。

開催にあたって一言ごあいさつを申し上げる。

この国民健康保険運営協議会は、国民健康保険に関する重要な事項を審議していただく。

今回は、「令和4年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算(案)」その他についてご審議いただくことになっている。

少し前であるが、毎月配布されるならしみんだよりがある。

5月号に奈良市の予算配分の記事が掲載されていて、皆さんご覧になっていただいていると思うが、歳入総額約2,600億円あまりの予算で、一般会計が約1,500億円、公益企業会計が水道下水道・市立病院の予算が約280億円、特別会計が国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療等が、約824億円で、歳入全体のおよそ3分の1弱が国保や介護、高齢者医療に使われている。

この傾向は今後もずっと増大していくことと推測される。

次のページには、前回の協議会でも説明していただいた、保育料の 無償化や、子どもの医療費助成の拡大や、出産子育ての応援事業の予 算の記載があって、全部合わせても、おおよそ5億円あまりの内容で あった。

もちろん5億円もすごい予算であるが、この国保運営協議会は、このような奈良市の大きな予算に係る部分の審議をしているのだという 自覚を改めて持つことが重要だと感じた。

小さな行動でも、自分にできることは何か、一人一人の考えや行動 が結果に繋がると考えている。

平成30年度に国保都道府県単位化が施行され、5カ年が経過した。 奈良市においても、円滑な運営が行われているものと見受けられる が、国保加入者の高齢化や被保険者の減少傾向にあること、医療水準 の高度化などにより、1人当たりの医療費は増加していくことから、 今後も厳しい財政運営が予想される。

また、来年度より奈良県の統一保険料率の導入が予定されており、 県単位化も新たなステージに入ることから、県内各市町村においても、 より一層の適切な財政運営が望まれる。

この第161回の開催となる国保運営協議会においても、委員の皆様方の忌憚のない建設的なご意見をいただき、スムーズな議事運営を進めて参りたいと考えているので、よろしくお願いする。

簡単ではあるが、ご挨拶とさせていただく。

事務局ありがとうございました。

それでは、続いて福祉部部長の嵯峨よりご挨拶を申し上げる。

嵯峨部長 本日はお忙しい中、会議にご出席賜り、誠にありがとうございます。 日頃から本市の福祉行政にご支援、ご協力賜り、重ねてお礼申し上 げる。 今、会長のお話にもあったが、いよいよ奈良県がこれまで進めてきた、国保の都道府県単位化が最終ステージを迎えており、来年度から統一保険料が開始されるということで、奈良県と市町村の間での最終調整を進めている。

本日は、令和4年度の国民健康保険特別会計決算について、皆さま にご審議をいただきたいと思っている。

歳入面については、保険料の徴収の強化、それから県の交付金の確保、そして歳出面においては、事務経費の削減、それから保健事業の拡充を行い、何とか今回は黒字決算を収めることができた。

特にこの保険料の徴収強化という点においては、昨年の7月から国税OBの任期付き職員を配置して、かなり徴収強化をし、徴収率のアップにつなげることができた。

それからこの医療費の増大というのは、全国的に課題とされているが、本市においても、この被保険者の団塊の世代を迎える方たちが、後期高齢者医療制度に徐々に移行されていることと、それからパートタイム労働者の社会保険の適用の範囲が拡充されたということによって、被保険者の数がやはり減少している。

その結果、医療費の総額としては減少している状況である。

ただし、被保険者の高齢化は進んでいるので、お1人当たりの医療 費というのは、増加傾向にあるというのは否めないところである。

今、医療費をどのように抑制していくのかということについては、 特定健康診査、そういった保健事業を充実させていくことももちろん であるが、後発医薬品のさらなる利用の促進、それから重複多剤服用 の防止といったような取り組みが大変重要になってくると考えてい る。

そのような中で、特定健診の受診率であるが、令和4年度の暫定値ではあるが、35.5%ということで、3年連続増加しているといううれしい状況を生み出している。

引き続き、奈良市医師会様はじめ関係機関の皆様と連携を図りながら、さらなる受診率の向上に努めて参りたいと考えている。

これからも国保財政の安定的な運営を目指して取り組んで参りたいと考えている。

最後になるが、マイナンバーカードと被保険者証の一体化について、 全国色々なところで、種々トラブルや課題が発生しているという状況 であるが、本市としても、国の動向を十分に注視しながら情報収集に 努めて参りたいと考えている。

本日は皆様のご意見、色々な方面からのご意見ご指導を頂戴したい と思っているので、最後までよろしくお願いする。 事務局ありがとうございました。

さて本日の運営協議会より、前任の中村委員に代わり、大西委員が 就任をされた。

なお、大西委員は本日の委員会は欠席となっている。

また、国分委員、宮崎委員、齊藤委員、山﨑委員、堀川委員も欠席 となっている。

それでは、事前に郵送させていただいた議案等の確認をさせていた だく。(資料の確認)

なお、「第161回奈良市国民健康保険運営協議会議案」については、 一部修正があるため、差し替えをお願いする。

それでは、ただいまから議事に入るので、新谷会長よろしくお願い する。

会長
それでは、議事を進行する。

本協議会は、奈良市国民健康保険運営協議会委員20名中、現在14名の委員のご出席をいただいており、奈良市国民健康保険規則第4条の規定による定足数を満たしており、成立する。

本会議は公開要領に基づき、原則公開となっているので、傍聴人の定員を定めたいと思う。

ただいま傍聴人はおられるか。

事務局 傍聴人はいない。

会長 次に、会議録の署名人についてお諮りする。本日の会議録署名人は、 私と被保険者代表委員の東浦委員にお願いしてよろしいか。

委員 異議なし。

会長
それでは東浦委員よろしくお願いする。

では議案の審議に入る。

議案第1号「令和4年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出決算 (案)」について事務局より説明をお願いする。

事務局 それでは、議案書1ページ、議案第1号「令和4年度奈良市国民健 康保険特別会計歳入歳出決算(案)」について、説明する。

会計期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間と、令和5年4月・5月の出納整理期間である。

決算(案)としているのは、来る令和5年9月議会において、議会

に提案し、決算認定が必要であるため、それまで案とさせていただい ている。

まず、結論から申し上げると、令和4年度の会計収支は、5,517万9,655円の黒字となった。

ただ、単年度収支では令和3年度からの繰越金を活用していること から、287万4,587円の赤字となっている。

それでは、表の説明に入る。

表の左側が歳入、右側が歳出となっている。

左から、科目・令和4年度現計予算額・令和4年度決算額(案)・差引額・令和5年度の当初予算額となっている。

それでは、歳入科目からご説明申し上げる。

1番、国民健康保険料である。

令和4年度現計予算額、66億4,217万円9千円に対し、令和4年度決算額は、67億5,998万7,659円であり、差引額は、マイナス1億1,780万8,659円となっている。

国保の県単位化に伴い、県の指導のもと、平成30年度から6カ年年にわたる保険料方針を定めており、毎年保険料率の改定を行っている。令和4年度は、一人当たり保険料水準を、1.4パーセント引き上げたところである。

令和4年度の保険料の具体的な料率は、令和3年度と比較して、医療分を8.0%から7.7%へ引き下げたが、後期高齢者支援金分を2.6%から2.8%へ、介護納付金分を2.4%から2.7%へ引き上げた。

また、均等割は令和3年度と比較して、後期高齢者支援金分を7,200円から8,400円へ、介護納付金分を16,200円から18,000円へ引き上げた。

平等割は、令和3年度と比較して、医療分を24,600円から2 1,600円に引き下げたが、後期高齢者支援金分を6,000円か ら7,200円へ引き上げた。

賦課限度額は、国は、年間102万円に引き上げたが、奈良市は1年遅れで追従する方針により、年間99万円で据え置いている。

保険料の収納に大きな要因を占める、奈良市の国保の被保険者数は、 減少傾向にある。

75歳の年齢到達により、国保の高齢被保険者が後期高齢者医療制度へ、移行されることによる人数の減少、少子化による若年層の加入の減少、社会保険の短時間労働者の適用基準の見直しなど、社会保険の適用拡大により、国保の加入者は、減少している。

具体的には、被保険者数が令和3年度73,759人から令和4年

度70,630人へ、3,129人の大幅な減少となり、率は、4.2%の減となっている。

これは、必然的に、国保料の調定額・収入額の減少の要因となっている。

この保険料は、歳出の事業費納付金を支払うための非常に重要な財源である。

奈良県内の各市町村が支払う、国保事業費納付金は、県でプールされる。その後、各々の市町村国保が当該年度の保険給付に必要な金額を請求することによって、全額、市町村に交付金として、交付される仕組みとなっている。

この被保険者数の減少に起因する保険料収入の減少は、支払うべき国保事業費納付金を賄えなくなる原因となりえる。

令和7年には、団塊の世代の後期高齢者への移行がさらに進むと、 いわゆる保険給付に見合った保険料を負担できない低所得者が多いと いわれる世代の加入者が国保加入者の中心となってくるものと考えら れる。

令和4年度の奈良市の現年度保険料の収納率は、滞納整理事務に精通した、国税庁OB職員を新規に配属し、様々な取り組みを行い、徴収に努力した結果94.95%となり、令和3年度以降奈良県から指定された収納率目標に到達することができた。今年度以降も引き続き、保険料の適正な賦課・収納には、注力していく。

続いて、2番、県支出金である。

令和4年度現計予算額、274億9,114万3千円に対し、令和4年度決算額は、264億9,150万5,707円であり、差引額は、9億9,963万7,293円となった。

これは、県から保険給付費等交付金として、支出する項目が含まれており、令和4年度の奈良市の保険給付に必要な費用として、県支出金・保険給付費等交付金という名目で、奈良市が医療費に充てるために、全額、県から収入した金額となる。

これは、支出の保険給付費に見合う額であり、この費用が減少傾向にあるか増加傾向にあるかで、今後の事業費納付金が増額となるかどうかが決まる。

また、この県支出金の財源となる、社会保険診療報酬支払基金から 県に交付される前期高齢者交付金の奈良市割り当て分は108億8, 681万379円であったことをご報告する。

次に、歳入3番、繰入金である。

令和4年度現計予算額、27億5,266万3千円に対し、令和4年度決算額は、25億1万7,030円となり、差引額は、2億5,

264万5,970円となっている。

この議案には、表記していないが、繰入金のうち、「職員給与費等繰入金」は、職員の給料や事務費に対しての繰入れであり、人件費の抑制や事務費の適正化により、対予算額マイナス3,980万円となっている。

なお、これは、すべて法定内繰入金となっている。

次に、歳入4番、繰越金である。

これは、令和3年度決算において、歳入歳出差引額は、5,805万4,242円の黒字となったので、翌年度、つまり、令和4年度へそのまま繰り越したものとなる。

歳入の最後、5番、諸収入ほかである。

令和4年度現計予算額、7,486万4千円に対し、令和4年度決算額は、5,888万8,775円で、差引額は、1,597万5,225円となった。

これは、当該年度の臨時的な収入を受ける科目である。

以上、令和4年度の歳入の現計予算合計額は、370億1,890万3千円で、令和4年度の歳入決算合計額は358億6,845万3,413円となり、差引額は、11億5,044万9,587円となった。

続いて、議案書の右側、歳出の説明に移る。

歳出の1番、総務費である。

令和4年度現計予算額、4億3,789万9千円に対し、令和4年度決算額は、3億9,275万7,504円で、差引額は、4,514万1,496円となっている。

これは、国民健康保険の事務の執行経費の総額であり、経費の節減に努めた結果である。

次に、歳出2番、保険給付費である。

令和4年度の現計予算額、255億8,761万3千円に対し、令和4年度の決算額は、245億5,013万7,077円となり、差引額10億3,747万5,923円となった。

資料にはないが、保険給付費のうち、一番金額の大きい、一般の療養給付費についてであるが、令和3年度の奈良市国保の総費用額は291億円で、令和4年度の総費用額は286億円となり、5億円の減、1.9%の減となっている。

これは被保険者の減少とともに、令和3年度のコロナ禍の受診控えの反動も落ち着き、受療がコロナ禍以前の水準に戻りつつあるように 思われる。

また、一人当たりの年間の費用額を算出すると、令和3年度は、3

9万4,662円、令和4年度は、40万3,404円となり、対前 年比8,742円の増額であり、率にして、2.2%の増となった。

医療費が高額となる前期高齢者の団塊の世代が多く加入している奈良市国保の構造的な問題、医療の高度化など、複合的な要因により、1人あたりの医療費は増加している。

今後も、適正な医療費の支出により、財政の健全化を図っていかなければならないと考えている。

次に、歳出の3番、事業費納付金である。

令和4年度の現計予算額、104億9,757万4千円に対し、令和4年度の決算額は、104億6,278万9,353円となり、差引額3,478万4,647円となっている。

奈良県全体の国保の保険給付の費用に充てるため、奈良県が算定して、県下市町村から徴収する経費である。

県は、納付金をプールし、保険給付費等交付金として各市町村の保 険給付に必要な額を補填する制度である。

納付金の内訳として、所得割や被保険者数割があり、各市町村の国保被保険者のその比率に応じて、納付額が算定され、県から示された額を納付する。

具体的には、奈良県は、奈良県全体の医療費の費用を推計し、それから、一部負担金・国庫その他の補助・補填される経費などを控除した総額を算出し、奈良県の各市町村の国保の県内の所得や被保険者数の比率に応じて、各市町村に納付額を割り当てる。

この納付金を支払うことは、法律上、市町村の義務となっており、 各市町村は、この納付金を支払うために、保険料を財源にして、毎月、 県に納付している。

なお、この納付金の財源となる保険料について、奈良県は、令和6年度の奈良県内の国保保険料の統一を目指している。

次に、歳出4番、保健事業費である。

令和4年度現計予算額、3億5,924万8千円に対し、決算額は、2億8,971万7,186円で、差引額は、6,953万814円となっている。

この保健事業の経費は、「特定健康診査」の経費や「医療費通知」の 経費となっている。

特定健康診査・特定保健指導については、平成20年度に高齢者医療確保法の改正により、医療保険制度を所管する全国健康保険協会や市町村の国民健康保険の保健事業と位置付けられ、医療の保険者に義務付けられたものである。

その他、本課がおこなっている、医療費通知や後発医薬品使用促進

に係る経費、重複服薬や多剤服薬の対策に係る経費、また、健康医療 部健康増進課や都祁保健センターが行っている、特定保健指導や医療 政策課が行っている糖尿病重症化対策経費などの経費である。

次に、歳出の最後、5番、諸支出金ほかである。

令和4年度現計予算額、1億3,656万9千円に対し、令和4年度決算額は、1億1,787万2,638円で、差引額は、1,869万6,362円となっている。

これは、歳入の特定財源を精算し、返還する場合、翌年度に予算補正して返還するなどの経費である。

以上、歳出合計で、令和4年度現計予算額、370億1,890万 3千円、令和4年度決算額は、358億1,327万3,758円で、 差引額12億562万9,242円となった。

決算の歳入額358億6,845万3,413円から歳出額358億1,327万3,758円を差引すると、歳入歳出差引額は、5,517万9,655円となった。

単年度収支では、差引額から繰越金5,805万4,242円を引くと、単年度では、マイナス287万4,587円となった。

以上、令和4年度の奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出決算案について、説明させていただいた。

会長ありがとうございました。

それでは、議案第1号「令和4年度奈良市国民健康保険特別会計歳 入歳出決算(案)」について、何かご意見ご質問はあるか。

委員 資料見せていただいて、説明についてお伺いしたいが、先ほどの議案に基づいてご説明いただき、プラスで資料を付けていただいているが、3ページで、歳入歳出の詳細を載せておられて、ご説明があった被保険者数がどうなっているとか、年齢の加入の率など順番に資料つけていただいているが、主に歳入についての資料が多いと思う。

6ページは歳入と歳出、今までの経過ということであるが、口頭で説明していただいた医療給付費の中の一般療養給付にかかっている金額がどうなっているかや、前期高齢者の関係とか、あと1人当たりの医療費が2.2%増になっている、今までの医療費の増減など、その辺の資料があまりないと思ったので、資料の作り方のご意見にはなるが、口頭で説明されたことを1回聞いて、理解するには難しいと思う。

先ほどご説明いただいたことを文章で付け加えていただくとよりわ かりやすいと思う。

例年よりも、被保険者数が今減ってきている状態なので、医療費に

ついては下がっている、けれども1人当たりの医療費が2. 2%増になっているところが問題視されているのなら、それを資料につけていただくとありがたい。

それと、資料7ページの国民健康保険財政調整基金であるが、平成27年度からの変遷が書いてあるが、これはどう読み取ればいいものなのか。

事務局 貴重なご意見ありがとうございます。

資料の作り方について、次回以降、今いただいたご意見を反映させるように、資料づくりに取り組んでいきたいと思う。

やはり口頭で説明するだけではなく、資料を目で見ていただいて、 数字の上がり下がりを目で見てわかるような資料、次回以降、作成させていただきたいと思う。ありがとうございます。

あと、資料の7ページの基金の件であるが、基金の状況がこのような状況にあるという資料になっている。

基金がこのように動いているという現状をお示しさせていただいている。

委員 基金がどういったものか教えていただきたい。

事務局 基金であるが、現状で使わせていただいているのは、歳入と歳出の 差引額に、大きく黒字が生じたときに積み立てをしている。何か不測 の事態が起こったときに、その分を取り崩して活用している状況であ る。

例えば、近年では令和元年の5月31日、それから令和2年の5月31日に、歳入と歳出で不足が生じた場合があった。

その際に前年から積み立てていた基金を取り崩して活用した。 あと基金自体に利息がつく。

資料に利息積み立てと書いてあるが、大体0.01%とそこまで高い利息ではないが、この利息を貯金のように積み立てを行っている。

令和4年度に関しては形式収支が大きな黒字ではなかったので、特に積み立ては行ってはいない状況である。

委員 ありがとうございます。

会長 他にご意見ご質問はないか。よろしいか。 それではないようなので、原案通り可決することに決定する。 次に次第3のその他について事務局より説明をお願いする。 それでは、次第3「その他」として、「運営協議会資料」について、 事務局より説明させていただく。

1、2ページには、国保運営協議会に関する関係法令についてまとめている。

続いて3ページでは、議案第1号でご説明した、「令和4年度国保会 計の歳入歳出決算(案)」について、円グラフで表している。

続いて4ページ、「資料3. 国保被保険者数、国保世帯数の加入状況 グラフ」である。

令和4年度平均の被保険者数は、70,630人であり、前年度から3,129人減っており、被保険者は減少傾向にある。

減少の要因としては、先ほど保険給付費のところでご説明させていただいたが、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行、短時間労働者への被用者保険の適用拡大などがある。

次に5ページ、「資料4. 国保年齢別加入率グラフ」について説明する。

令和4年度末時点で、全被保険者の内、65歳から74歳の前期高齢者の割合が47%、奈良市の人口の65歳から74歳の前期高齢者の国保加入率は65%と、国保特有の高齢者の多い構造がご覧いただけると思う。

続いて6ページ、「資料5. 国保会計収支表」である。

先ほどの議案1でもご説明したが、令和4年度の決算も黒字を維持することができた。

続いて7ページ、「資料6.財政調整基金の推移」である。

令和4年度は預金利息のみ積み立てを行った。令和5年5月31日 時点での残高は、約3億6千万円である。

次に8ページ、「資料7.料率等・賦課限度額推移」である。

保険料の賦課限度額については、国の水準に1年遅れで追随していくので、国の水準が令和4年度は102万円となったことから、奈良市においても今年度は102万円に引き上げている。

続いて、9ページ、資料8「国保加入状況・保険料収納状況の推移」 についてである。

保険料の収納率であるが、令和4年度、現年分については、令和3年度と比較して2.07%上がり、94.95%に、滞納繰越分の収納率については、先ほどご説明した国税局OBの新任配置やそれに伴う新たな取り組みを行ったことにより、8.97%上昇し、22.33%となった。トータルでは86.63%となり、県単位化で設定された収納率目標をクリアすることができた。

続いて10ページ、資料9「繰入金推移」について説明する。

議案1でも説明させていただいたが、概ね予定された金額が繰り入れられている。

次に、11~13ページ、資料10「国民健康保険の産前産後保険料の免除について」である。

子育て世帯の負担軽減等の狙いから、出産する被保険者の出産予定 日の属する月の前月、多胎妊娠の場合は三月前から出産予定月の翌々 月までの期間に係る保険料の均等割額、所得割額を免除する制度が、 令和6年1月より施行される。

例えば7月に出産予定である被保険者については6月から9月までの計4か月間、多胎妊娠の場合は4月から9月までの計6か月間の保険料が免除されることになる。

なお、費用負担については $\mathbf{1}/2$ 、都道府県 $\mathbf{1}/4$ 、市町村 $\mathbf{1}/4$ 0予定となっている。

制度導入により本課で使用している国民健康保険システムの改修が 必要となり、その改修費用2千万円については、令和5年5月専決に て予算措置をした。

財源につきましては全額、保険調整交付金特別交付金で対応する予定である。

次に、14ページ、資料 11 「特定健康診査の推移」について説明する。

特定健診の「受診率」であるが、令和4年度は、「第3期奈良市国民健康保険特定健康診査等実施計画」において目標値としている39%には及ばなかったものの、広報や奈良市医師会のご協力により集団検診の拡充など受診率向上対策を図った結果、暫定値では35.5%とこれまでの最高の受診率となった。

今年度も前年度に引き続きデータへルス計画を活用した市内地区別のハガキによる受診勧奨、集団検診の実施、国保県単位化により設置された奈良県国保連合会国保事務支援センターとの協働事業による受診勧奨はがきの送付、世代別の歯科検診の無料化、健康年齢という商標を活用し、目新しさにより受診を喚起する等、積極的な受診勧奨を行い、引き続き受診率の向上を図っていく。

また、今年度から新たな施策として、国保連合会国保事務支援センターとの協働事業として、奈良県医師会のご協力を得て、通院時、医療機関での受診勧奨も積極的におこなっていく。

15ページ、資料12「特定健康診査事業(令和5年度)」についてであるが、現在、平成30年度からの第3期の特定健診実施計画に基づき事業を実施しているが、基本的な事項については従来と大きく変わってはいない。

ただ、先ほどご説明させていただいたとおり、受診勧奨については、 新たな方策を取り組む予定である。

次に、16ページから20ページ、資料13「令和4年度国保保健事業一覧」である。

国民健康保険の保健事業としては、特定健診をはじめ、特定健診受診のインセンティブとして設けている、頭部 MRI 助成事業や、歯周疾患検診料の還付、国保連合会国保事務支援センターと共同で実施している、重複投薬・多剤投薬等の対策事業など本課所管の事業のほか、奈良市薬剤師会様と協働で集団検診時に設置するお薬相談コーナー、特定健診に続いて実施される健康増進課所管の特定保健指導、また、糖尿病性腎症重症化予防や COPD (慢性閉塞性肺疾患) など医療政策課が所管している国保へルスアップ事業などがある。

以上、資料の説明である。

会長はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの資料等について、何かご意見ご質問はないか。

委員 資料の10番、「国民健康保険の産前産後の保険料免除について」、 お尋ねする。

> 社保は事前免除申請するが、広報はどのようにされる予定なのかと、 もしその国保加入者が出生届を出されたら、自動的に免除されるのか、 どのような手続き、広報されるのか確認したい。

事務局質問に対してお答えをさせていただく。

まず施行が令和6年1月1日となっているので、現在条例改正等の 準備もしているところである。

まずは、しみんだよりにて、このような制度が始まるということを 広報していかなくてはならないということで、その準備を進めており、 まず国からいろな要綱等がきており、整理をしているところでは あるが、原則としては、世帯主が出産をする被保険者がいるというこ とで申請をするというのが原則になっているが、ただそういう申請が なくても、職権でもできるように対応するようにとは申しているので、 例えば本人からの申し出がなくても、出産育児一時金等の申請があっ た時にご案内をするとか、もしくはこういう申請があるということを、 こちらの方からも提示をさせていただく形で、免除の申請というのを 広く広報していくという形をとっていきたいと思っている。

また、それに合わせて、こういう制度が始まったということを広報 しないといけないので今、国の方からもどう広報していこうかという 話にはなっているが、チラシやポスター等を作成するという話も出ており、例えば市民課で出生届を出されたときに、それを目につくように広報の協力をしたりとかそのような形で新しく制度が始まるといったことを、国保としても積極的に広報していこうと今考えている。

委員せつかくの制度なので漏れのないようにしていただきたいと思う。

会長ありがとうございます。他にないか。

委員 資料の9ページ、「国保の加入状況と保険料収納状況推移」で、令和 4年度から国税庁のOBを任期付で採用されて徴収に取り組んでおら れるということで、特に滞納分の収納率に関しては一気に8.数パーセントも上がられたということであるが、具体的に国税庁のOBの 方々はどういったことをされて、この滞納分とか保険料の徴収に取り 組まれたのか具体的な取り組み内容を教えていただきたい。

あとこれは奈良市だけがされていることなのか、他の市町村も国税 庁のOBの方を採用されて、徴収に取り組まれているのかということ と、あとは国税庁のOBじゃないとできない対応だったのかというの も教えていただければと思う。

事務局 ただいまのご質問であるが、国税局のOBにしてもらっている業務 の中身であるが、やはり今までずっと滞納処分をご専門でずっとやら れてきた方なので、色々な事案ご存知で、事務の進め方もかなり長け ておられる。

我々、奈良市の職員が人事異動で、国保年金課の方へ異動して、今日から滞納処分をするということで、いきなりそこで事務がすぐにできるかと言うと、やはり全然わからないものなので、すぐにはできないということもある。

これは奈良市の事情ではあるが、正規の職員も年々かなり減ってきている中で、1人でいろんな業務をする中で、滞納処分というのはかなり専門的な内容もあるので、なかなかすぐにできる業務ではない。

国税の方であれば、そういうことをご専門で長年されていて、色々なノウハウをご存知であるので、即戦力としてもすぐに業務に従事してもらえた。

我々職員もそれを見て、スキルを学ばないといけないけれども、やはり即戦力で色々取り組めたということで、数字が上がったと思っている。

会長 よろしいか。

委員 これは奈良市だけがされている取組みか。

事務局 すべての市町村ではないが、近隣の中核市、例えば尼崎市ではこう いった方を雇用されているっていうのは聞いている。

また奈良県内の市町村で雇用されているということは聞いていないが、中核市規模の市であれば、雇って専門的に従事しているという市は所々あると聞いている。

会長 はい、ありがとうございます。 他にないか、ご意見ご質問。

委員 冒頭部長の挨拶の中でマイナンバーの話が出たが、マイナンバーは 今いろんなトラブル出ているが、ほとんどヒューマンエラーかなと思 うが、奈良市ではそのようなことはないのか。

事務局 国の方からいろいろな調査依頼、誤登録の問題、今いろいろきておりまして日々それは調査しているが、基本的に誤登録っていうのは奈良市、市町村の場合っていうのは住民票に基づく、マイナンバーというかシステム的に紐づくので、多くは自動的にシステム的に紐づくので、間違いというのは起こらない。

ただ、住民票がない方、住民票外の方、例えば逃げてこられたDV の方であるとか、あとは市外の施設、老人施設とかに入っておられる方は、奈良市で保険を適用するという住所地特例という制度であるが、その方については手作業でマイナンバーを入力するという事務はあるが、それについても国の方は5情報で登録するようにということはされているが、奈良市においては、5情報で登録していたので、誤登録というのは生じてないという認識である。

委員 それに関連して、マイナンバーでの受診、医療機関の設置率は10 0%完了しているのか。

事務局 マイナンバーの保険証利用の登録であるが、7月現在で大体49% ぐらい、約半数の方がマイナンバーカードの保険証利用の登録をされている。逆に言うと、半数の方はまだされてないという状況というのが7月時点の状況である。

委員それともう一つ使用率はどんな感じか。

会長 今使用率が49%。設置率はどうか。

事務局 医療機関の設置率ということか。

今申し上げたのは保険証としての登録の率である。

設置率ということについてはまた逐次厚生労働省の資料でご確認い ただくことになる。

委員 ありがとうございました。

会長他にご意見ご質問はないか。

あと、今の続きで、私マイナンバーで毎回医療機関行った時にオンライン資格確認の機械が置いてあるとこはやっているが、毎回しないといけないのか。

データなのに、例えば保険証だったら1ヶ月に1回見せたら、紙の 保険証はよかった。

でもマイナンバーだと毎回毎回読み込みしないといけない、結構不 便であるような。便利なのか不便なのか、この話は奈良市一存でどう こうなる話ではないと思うが。

事務局 従来であれば、月に1度保険証をご提示いただいて診察券をご利用 いただく形でご利用いただけるかと思うが、マイナンバー提示してい ただいて、国保なら国保中央会というところに中間サーバーがあるので、そちらと資格確認をするというような形になっているので、従来 のご利用とは少し異なる形になっている。

会長面倒くさいなって逆に思いました。

馴染みの所は顔知ってもらっているので、まだ紙も両方使えるので、 診察券だけの提示で診てもらっているが。

委員 教えていただきたいが、19ページのヘルスアップ事業で、いわゆる糖尿病性腎症の方も、例えば目標でアウトプットが56でアウトプットのプログラム参加者が49となっている。

これがもう一つ、COPD の発見の方では、喫煙者が60%、これアンケートだと思うが、実績の方が61.5%である。

これは目標に達しているのかどうか、これがよかったのか悪かった のか、そして喫煙率も具体的に下がっているのかどうかその辺りを教 えていただけたらと思う。

事務局 糖尿病性腎症の方の参加者数であるが、目標値56名ということで、 ただ実際のところは49名ということで、目標に対して達成率は9 0%というところで、目標は達成できなかった。

そして COPD のところで、これもアンケートの認知度に対して、市の 喫煙者の方のうち COPD を認知されている方が 6 0 % というところを目標値にしており、そこに対しての 6 1. 5 % なので、そこは認知度としては目標をクリアしていると認識している。

委員 そういった目標値っていうのは、何の根拠に目標にされたのかなと いう感じがする。

> これは認知度のアンケートであると思うので、COPD のヘルスアップ 事業で、認知度アップするのも大事だけども、目標の立て方っていう のも、もうちょっと具体的な方がいいのではないか。

事務局 貴重なご意見ありがとうございます。 今後の参考にさせていただく。

会長ありがとうございます。他にないか。

私、先ほど質問にあった、この資料の3ページのところであるが、 この円グラフっていうのは結局議案をグラフにしたもので、いつも読 んでいただくよりもこの円グラフを見た方がすごくわかりやすい。

これはただ県単位化になってからの円グラフだと思うが、それ以前の円グラフってもっと細かくて、この国民健康保険料が90何%おさまって全体の18.8%ということは、国民健康保険料で満額収まっても20%あるかないかくらいである。

ほとんどが県支出金、昔はこの県支出金の内容が、県からいくら県の税金からいくら、市の税金からいくら、それよりももっと多かったのは多分協会けんぽとか被用者保険の方とか、南都銀行など組合健保からいろんな拠出金が出て、それらを合体したものが、どうにか総額になって歳出を賄っているっていうような形だったと思うけれども、そういったグラフにもし戻してもらうのが、難しいかどうかはちょっとわからないが、理解しやすいのではないかと思う。

どの健保も、被用者保険の方もとても頑張っておられるし、毎年毎年お給料が上がったら保険料率も上がってたくさんの負担をいただいて、会社も被保険者本人も負担いただいて、それを国保が恩恵を受けているっていうことがもっとしっかりわかった方がよいと思う。

県の方にも市の方にもそこの部分を私は広報してもらいたい。 もっと本当に必要な医療を受けられるように、自覚を持ってやって もらいたいと思う。

何か他にご意見はないか。

それでは今回の協議会全体を通じても、それ以外のことで関連するようなことでもご意見ご質問あればお受けするので、何かないか。 それでは、本日の案件がすべて終了した。

皆様方には慎重にご審議いただき、ありがとうございました。 また、議事進行にもご協力いただき、ありがとうございました。 これで事務局に進行をお戻しする。

事務局 委員の皆様方におかれましては、長時間のご審議、誠にありがとう ございました。

次回の開催予定は令和6年2月下旬を予定しているのでよろしくお 願いする。

これをもちまして、第161回奈良市国民健康保険運営協議会を閉 会させていただく。

誠にありがとうございました。

箵

料

【資料1】国民健康保険・国民健康保険運営協議会関係法令

【資料2】令和5年度奈良市国民健康保険特別会計当初予算(案)

グラフ

【資料3】国保被保険者数、国保世帯数の加入状況グラフ

(全市人口・全市世帯数)

【資料4】奈良市国民健康保険特別会計収支表(平成22年度~)

【資料5】奈良市国民健康保険財政調整基金(平成26年度~)

【資料6】料率等・賦課限度額推移(奈良市・国)

【資料7】国保加入状況·保険料収納状況推移

【資料8】繰入金推移(平成22年度~令和5年度)

【資料9】特定健康診査(特定健診)の推移

【資料 10】特定健康診査(特定健診)事業(令和 5 年度)

【資料11】特定健診の受診勧奨に係るハガキの印刷

【資料 12】歯周疾患検診の還付に係る書類一式

【資料 13】奈良県国民健康保険市町村長会議資料

【資料 14】子どもの医療費助成制度に関する資料

18